

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）の実施のため、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号。以下「省令」という。）及び公衆浴場法基準条例（昭和 39 年兵庫県条例第 64 号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可申請書)

第 2 条 省令第 1 条の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第 2 条第 1 項の許可を受けて浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡した場合には、当該浴場業を譲り受けた者は、省令第 1 条第 2 号に掲げる事項（公衆浴場の所在地に限る。）に変更がないときに限り第 2 号に掲げる書類の添付を、同条第 4 号に掲げる事項に変更がないときに限り第 3 号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 申請をする者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書
- (2) 公衆浴場の敷地の周囲 250 メートルの区域内の道路、人家等を表示し、かつ、図中に主要建築物及び既設浴場との最短直線距離を実測に基づき記入した見取図
- (3) 営業施設の縮尺平面図、配置図、断面図及び構造設備の仕様書
- (4) 洗面設備等（洗面設備又は便所の流水式手洗設備をいう。以下同じ。）が水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道又は特設水道条例（昭和 39 年兵庫県条例第 62 号）第 2 条第 1 項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合には、水質検査成績書又はその写し
- (5) 公衆浴場を設置する場所又は建物が他人の所有又は占有に係るものである場合には、その使用についての権原を明らかにする書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(承継の届書等)

第 3 条 省令第 2 条第 1 項の届書の様式は、様式第 2 号のとおりとし、同条第 2 項第 2 号の同意書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

2 省令第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 1 項の届書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(変更等の届出等)

第 4 条 省令第 4 条の規定により届出をしようとする者は、届書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その届出が省令第 1 条第 1 号に掲げる事項の変更に係るものである場合であって、その届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (2) その届出が省令第 1 条第 4 号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、変更部分を明記した構造設備の仕様書及び図面（新旧を対照することができるものに限る。）
- (3) その届出が営業の全部の廃止に係るものである場合には、法第 2 条第 1 項の許可

に係る許可指令書（以下単に「許可指令書」という。）

（４） 前３号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- ３ 営業者が解散した場合（法第２条の２第１項の規定による法人の合併により解散したときを除く。）には、清算人（法人の解散が破産手続開始の決定によるものであるときは、その破産管財人）は、その日から２０日以内に、許可指令書を添えて、届書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（公衆浴場について講ずべき措置の基準）

第４条の２ 条例第４条第１項に規定する規則で定める基準は、別表のとおりとする。

（家族風呂等の利用の確認）

第５条 別表の第１の８の（３）のア又は第２の１１の（３）のアに掲げる場合に該当するかどうかの確認は、同表の第１の８の（１）に規定する家族風呂等を利用しようとする者に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード、運転免許証その他の住所及び氏名が記載された書類を提示させることにより行わなければならない。

（営業管理者の設置の届出等）

第６条 営業者は、その営業につき営業管理者を置いたとき、又は当該管理者を解任し若しくは変更したときは、その日から１０日以内に届書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、昭和３９年６月１日から施行する。

（旧規則の廃止）

- ２ 公衆浴場法施行細則（昭和２３年兵庫県規則第９６号。以下次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- ３ この規則の施行前に、旧規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和５５年４月１日規則第２４号）

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 姫路市又は尼崎市における旅館業、浴場業又は興行場営業に関する許可等に係る書類の提出部数及び経由については、許可、認可等の整理に関する法律（昭和５４年法律第７０号）の施行の日までの間、改正後の旅館業法施行細則第１３条、改正後の公衆浴場法施行細則第７条及び改正後の興行場法施行細則第６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和５６年４月１日規則第４８号）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

- ２ この規則の施行前になされた届出その他の行為は、この規則による改正後の公衆浴場法施行細則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和６１年６月２３日規則第５９号）

この規則は、昭和 61 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（平成 6 年 7 月 29 日規則第 49 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に作成している帳票については、平成 7 年 3 月 31 日までの間は、使用できるものとする。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 58 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 43 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成 12 年兵庫県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 16 年兵庫県規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日規則第 80 号）

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 16 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（公衆浴場規則の一部改正に伴う経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定による許可を受けている者が経営する公衆浴場及び当該許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場の循環ろ過装置（第 2 条の規定による改正後の公衆浴場規則別表の第 1 の 4 に規定する循環ろ過装置をいう。以下同じ。）又は貯湯槽（同表の第 1 の 7 に規定する貯湯槽をいう。）（同表の第 1 の 5 の（1）又は 7 の（1）に定める基準に適合しないものに限る。）について、同表の第 1 の 5 若しくは 7 又は同表の第 2 の 8 若しくは 10 に定める基準（措置にあっては構造上又は設備上これらの基準に適合させる措置を講ずることができないものに限る。）は、当該循環ろ過装置又は貯湯槽の構造設備が変更されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 52 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和3年2月5日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による届出書、申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の公衆浴場規則様式第1号の規定による申請書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の公衆浴場規則様式第1号の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

別表（第4条の2関係）

第1 一般公衆浴場に係る基準

1 脱衣室に係る基準

- (1) 出入口の幅は、0.9メートル以上とし、出入口には、開き戸以外の戸を設けること。
- (2) 換気のための窓、機械換気設備等を設け、換気を行い、空気を清浄に保つこと。
- (3) 照明設備を設け、床面において50ルクス以上の照度を保つこと。
- (4) 脱衣に支障のない温度を保つこと。
- (5) 男女の脱衣室各9平方メートル以上の床面積と2.1メートル以上の天井の高さが確保されていること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあっては、この限りでない。
- (6) 適当な場所に洗面設備を設けること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあっては、この限りでない。
- (7) 洗面設備を設ける場合は、その洗面設備において供給する水は、水道水を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (8) 衣類その他の携帯品を各自安全に保管することのできる設備を設け、これらの携帯品が紛失しないように注意すること。
- (9) 入浴料並びに知事が特に指示した事項及び入浴者の心得なければならない事項を、入浴者の見やすい箇所に掲示すること。

2 番台等に係る基準

- (1) 番台を設ける場合は、これを男女の脱衣室の境界に設け、浴室の出入口の戸は、番台から見通すことができるようにし、境界に通り口を設けるときには、番台の前面に接するようにし、相互の見通しのできないようにすること。
- (2) 番台を設けない場合は、男女の脱衣室への出入りの状況を見通すことができる場所に適正な利用の状況を把握するための設備を設け、脱衣室及び浴室の見やすい場所に急病者の発生その他の不測の事態を営業者に知らせるための通報装置を設けること。

3 浴室に係る基準

- (1) 1の(1)から(3)までに掲げる基準に該当すること。
- (2) 入浴に支障のない温度を保つこと。
- (3) 床面積を男女の浴室各12平方メートル以上、天井の高さを最低部において床面か

ら 2.1 メートル以上とし、適当な勾配を設ける等天井から水滴が落下しないようにすること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる浴室にあっては、この限りでない。

- (4) 床面は、耐水材料で造り、100分の1以上の勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。
- (5) 床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、上がり用水の水栓及び上がり用湯の湯栓を各1個以上又は上がり用水及び上がり用湯が同時に供給することのできる混合栓（以下「混合栓」という。）を1個以上設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。
- (6) 内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。

4 浴槽に係る基準

浴槽水を浴槽外に設置したろ過器でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けたときは1週間に1回以上、循環ろ過装置を設けないときは毎日、完全に排水した後、洗浄すること。

5 循環ろ過装置に係る基準

- (1) 循環ろ過装置を設ける場合は、その構造設備を次のとおりとすること。
 - ア 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に、集毛器及び塩素系薬剤の注入口又は投入口（塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合に限る。）が設けられていること。
 - イ 浴槽水を循環させるための配管は、打たせ湯及びシャワーの配管と接続していないこと。
- (2) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に定める措置を講ずること。
 - ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄して汚れを排出すること。
 - イ ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、定期的に消毒すること。
 - ウ 集毛器は、毎日清掃すること。
 - エ 浴槽水は、遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム以上又はモノクロラミンを1リットルにつき3ミリグラム以上保持するように塩素系薬剤を使用して消毒を行い、その遊離残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度を定期的に測定し、その記録を3年間保存すること。ただし、原水又は原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等であって、かつ、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合は、この限りでない。
 - オ 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合は、塩素系薬剤を浴槽水がろ過器内に入る前に注入又は投入すること。

6 浴用の水及び湯に係る基準

- (1) 次に定める水質基準を保つこと。ただし、アの水質基準は、水道水を使用する場合は、この限りでない。
 - ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯に係る水質基準は、次の(ア)から(カ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(カ)までに定める基準とする。ただし、(ア)から(エ)までの水質基準は、原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯に温泉等を使用する場合は、この限りでない。
 - (ア) 色度 5度以下であること。
 - (イ) 濁度 2度以下であること。
 - (ウ) PH値 5.8以上8.6以下であること。
 - (エ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき3ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき10ミリグ

ラム以下であること。

(オ) 大腸菌 検出されないこと。

(カ) レジオネラ属菌 検出されないこと。

イ 浴槽水に係る水質基準は、次の(ア)から(エ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(エ)までに定める基準とする。ただし、(ア)及び(イ)の水質基準は、浴槽水に温泉等を使用する場合は、この限りでない。

(ア) 濁度 5度以下であること。

(イ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

(ウ) 大腸菌群 1ミリリットルにつき1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌 検出されないこと。

(2) (1)の水質基準(循環ろ過装置を設けない浴槽の浴槽水にあつては、(1)のイの(エ)の水質基準を除く。)に適合しているかどうかについて、年1回以上水質検査を行い、その結果を3年間保存すること。

(3) 十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上がり用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

7 貯湯槽(原湯又は上がり用湯を貯留する設備をいう。以下同じ。)に係る基準

(1) 貯湯槽を設ける場合は、その貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保つ能力を有する加温装置が設けられていること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒設備が設けられていること。

(2) 貯湯槽を設ける場合は、その貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。

8 風紀に係る基準

(1) 脱衣室及び浴室その他の入浴設備(以下「浴室等」という。)は、男女を区別し、その境界には、高さ1.8メートル以上の隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室及び浴室等(以下「家族風呂等」という。)については、男女を区別する構造とすることを要しない。

(2) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(3) (2)にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ 介助を要する者のための家族の場合

9 その他の措置の基準

(1) 適当な場所に男女を区別して、流水式手洗設備を有する便所を設け、常に清潔に保つこと。この場合において、流水式手洗設備において供給する水は、水道水を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(2) 履物類を各自安全に保管することのできる設備を設け、履物類が紛失しないように注意すること。

(3) 常に施設の内外を清掃し、清潔に保つとともに、ねずみ、昆虫等の駆除に努めるこ

と。

- (4) タオル、くし、かみそり等を貸与する場合は、かみそりにあつては未使用のもの、その他のものにあつては未使用のもの又は消毒がされ、清潔に保たれたものを入浴者1人ごとに貸与すること。
- (5) 浴槽内でのタオル等の使用又は洗い湯での洗濯をさせないこと。
- (6) 泥酔者及び付添人のない高齢者、幼児等で危険と認められるものを入浴させないこと。
- (7) 第2の1から3までに定める設備を併設したときのその設備は、それぞれ第2の1から3までに掲げる基準に該当すること。

第2 その他の公衆浴場に係る基準

1 熱気等を使用する入浴設備に係る基準

- (1) 入浴者が、熱気等を使用して入浴する室（以下「熱気室」という。）内の温度を外部から識別することができるようにすること。
- (2) 熱気室の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に接しないようにすること。
- (3) 熱気室の適正な利用温度を入浴者の見やすい箇所に掲示すること。
- (4) 外部から熱気室内が見通すことができること。
- (5) 熱気室にシャワー又は浴槽を付設すること。

2 屋外に浴槽を設置して入浴させる設備（以下「露天風呂」という。）に係る基準

- (1) 汚水が浴槽内に流入しない構造とすること。
- (2) 脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。

3 温泉等を使用する入浴設備に係る基準

温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。

4 脱衣室に係る基準

- (1) 第1の1の(2)から(4)まで及び(6)から(9)までに掲げる基準に該当すること。
- (2) 適当な広さの床面積と 2.1メートル以上の天井の高さが確保されていること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあつては、この限りでない。

5 番台等に係る基準

施設の出入口付近に設備を設け、施設の利用状況を確認すること。

6 浴室に係る基準

- (1) 第1の1の(2)及び(3)並びに3の(3)及び(4)に掲げる基準に該当すること。
- (2) 適当な数の上がり用水の水栓及び上がり用湯の湯栓又は混合栓を設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。
- (3) 温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられた浴室には、内のり面積 2.1平方メートル以上、深さ 0.5メートル以上であつて、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。

7 浴槽に係る基準

第1の4に掲げる基準に該当すること。

8 循環ろ過装置に係る基準

第1の5に掲げる基準に該当すること。

9 浴用の水及び湯に係る基準

第1の6に掲げる基準に該当すること。

10 貯湯槽に係る基準

第1の7に掲げる基準に該当すること。

11 風紀に係る基準

(1) 脱衣室及び浴室等（水着の着用を義務付けている浴室等を除く。以下(1)において同じ。）は、男女を区別し、その境界には、高さ1.8メートル以上の隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、家族風呂等並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に設け、男女を利用時間で区別して計画的に利用に供する脱衣室及び浴室等については、男女を区別する構造とすることを要しない。

(2) 水着を着用して入浴する場合を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。

(3) (2)にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ 介助を要する者のための家族の場合

12 その他の措置の基準

第1の9の(1)から(4)まで及び(6)に掲げる基準に該当すること。

備考1 原水とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

2 原湯とは、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

3 上がり用水とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

4 上がり用湯とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

5 浴槽水とは、浴槽内の湯水をいう。

6 浴用の水及び湯とは、原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水をいう。